

## <2024 年から始まる『新しいNISA』

### 投資ビギナーが知っておくべきポイント>

FPネットワーク神奈川会員 藤原 洋子

『貯蓄から投資へ』のスローガンのもと、2024 年から少額投資非課税制度（以下、NISA）のリニューアルが公表されています。新しい NISA では非課税で投資できる金額が大きく増えます。筆者の周りにも、この機会に投資を始めてみようという人がいますが、現行の制度と新しい制度の違いがわからない、もしも口座を開いた金融機関が破綻してしまったら投資したお金はどうなるのだろうと気になるようです。初めて投資にチャレンジする方が知っておくべき点を確認しておきましょう。

#### ■現行の NISA

現行の NISA は、10 年間の期間限定制度として 2014 年に始まりました。一般 NISA、つみたて NISA、ジュニア NISA の 3 種類があり、1 人 1 種類だけ口座を持つことができます。

利用するには、まず金融機関で専用口座を開設します。NISA 以外の口座で株式や投資信託などの金融商品を購入した場合、得られた利益の約 20%が課税される場所、専用口座内で購入した場合は、一定金額を限度として非課税になります。専用口座は無料で開設できます。

#### □一般 NISA :

非課税で投資できる金額は年間 120 万円、非課税で保有できる期間は 5 年間です。

120 万円×5 年間＝最大 600 万円まで非課税で運用できます。

#### □つみたて NISA

非課税で投資できる金額は年間 40 万円、非課税で保有できる期間は 20 年間です。

40 万円×20 年間＝最大 800 万円まで非課税で運用できます。

#### □ジュニア NISA

非課税で投資できる金額は年間 80 万円、非課税で保有できる期間は 5 年間（2024 年以降に非課税期間が終了する場合は 18 歳になるまで保有できる）です。

80 万円×5 年間＝最大 400 万円まで非課税で運用できます。

## N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

セミナー : TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談 : TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

専用口座の新規開設は2023年で打ち切られますが、口座内で運用中の金融商品は2024年以降も非課税保有期間を迎えるまでは非課税で保有することが可能です。

## ■新しいNISAの主なポイント

2024年からの新しいNISAでは、現行の一般NISAに近い金融商品を購入し運用できる枠を「成長投資枠」、つみたてNISAの対象に指定されている投資信託を購入し運用できる枠を「つみたて投資枠」と呼び、一つの専用口座でどちらの商品も購入できるようになります。

新しいNISAと現行のNISA制度を比較した場合の主な変更ポイントは次のとおりです。

- ・ 現行のNISAとは別枠で利用できる
- ・ 非課税で保有できる期間が無期限
- ・ 専用口座を開設できる期間に制限がない
- ・ 年間の投資金額は両枠合わせて最大360万円
- ・ 1人が非課税で保有できる限度額は、両枠合わせて元本1,800万円（うち成長投資枠は元本1,200万円が限度）
- ・ 成人のみ利用できる

## ■もしも口座を開設した金融機関が破綻したら運用資産はどうなるの？

結論から言うと、大丈夫です。一部の取引を除き、運用中の金融商品は投資額にかかわらず制度として守られる仕組みになっているからです。投資家から預かった資産は、金融機関の資産とは別に管理することが法律で義務付けられています。上場株式等は証券保管振替機構で管理されていますし、投資信託は信託銀行が保管・管理しています。もし口座を開設した金融機関が破綻した場合には、原則、別の金融機関に移されることになっています。したがって、口座を開設した金融機関が破綻したとしても、預けた資産に影響はありません。

ただし、破綻した販売会社や運用会社、信託銀行が他の会社に引き継がれず、有価証券の継続的な運用や管理等が難しいときは、時価で計算されて払い戻しとなる場合があります。時価によっては、投資した元本が保証されないこともありえることも理解しておきましょう。

数年後、利益が出ていたら、その一部を使って旅行やちょっと贅沢な食事も楽しめるかもしれませんね。ただし、投資は、預貯金のように預けた元本は保証されていません。始める際にはその点を忘れないように、余裕資金で投資を行いましょう。

## N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp



NPO法人 FPネットワーク神奈川

# メールマガジン カルチャークラブ

金融庁の NISA 特設ウェブサイトでは、新しい NISA に関する情報や動画が用意されています。参考に見てみてはいかがでしょうか。

**N P O 法 人   F P ネットワーク 神 奈 川**

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

セミナー : TEL 045-620-4076   メール seminar@money.kanagawa.jp

相談 : TEL 045-620-4077   メール soudan@money.kanagawa.jp